

糾弾が続き教育現場は恐怖と混乱へ（1）

これまで木山議長「要請文」に端を発した、広島県の公教育が糾弾闘争で歪められてきたことをお伝えしてきましたが、今回は別の資料で違う視点からこの問題を見ます。資料として使うのは「59意見具申」です。（正式には「今後における啓発活動の在り方について」と言います）

この「59意見具申」は昭和59年6月に同和問題解決のため、今後の啓発のあり方について出されたものですが、この中で同対審答申（同和对策審議会答申）では触れられていない「当初予期しなかった問題」が挙げられています。

どんなことが問題として挙げられているかというと、「確認・糾弾などの行き過ぎた行動が同和問題をこわい問題であるとの意識を発生させている」「行政の主体性の欠如が国民に同和行政に対する不信感を与える」等、糾弾や行政の姿勢を問題として取り上げています。

部落差別に関する諸問題については、これを解決するため、特別法が制定され、同和地区、同和関係者に対象を限定した特別対策が実施されてきました。

具体的にいうと昭和40年に同和对策審議会が内閣総理大臣に「同対審」答申（同和对策審議会答申）をし、これを受けて同44年に同対法（同和对策事業特別措置法）が10年の限時法として制定されました。

3年間の延長の後、それに引き続いて同57年から地対法（地域改善対策特別措置法）が5か年の限時法として制定施行されました。

「同和对策」から「地域改善対策」と、名称も変わります。

「59意見具申」は、地対法の有効期間が残り3年足らずとなり、昭和62年3月には失効するという段階で、今後の啓発活動のあり方について、地対協（地域改善対策協議会）が協議・検討して出したものです。地対協は、同和問題解決に向けて国が設置した審議機関です。

同対法が施行されてから昭和 58 年まで、15 年間に及ぶ地域改善対策が講じられてきました。地域改善対策の成果として同和地区の実態は相当改善されました。

しかし意見具申では、同和問題解決が国民的課題といわれながらも容易に定着し得ないとしています。その原因は、啓発を推進していくための前提条件が欠けていると指摘し、次の点を整備する必要を求めています。

「同和問題に対し自由な意見交換が困難なこと」「エセ同和行為の横行の排除」等です。

また意見具申が次のことを問題点として、しかもこれを地対協の基本的認識としている、注目すべきことを挙げています。

「行政の主体性の欠如から起こる国民の同和行政に対する不信感」、「運動団体の確認・糾弾などの行き過ぎた行動が同和問題をこわい問題であるとの意識を発生させている」、「運動団体間の対立による混乱」等。

具体的には次のように書かれています。引用部分を【 】で示します。（傍線：筆者）

【このような環境改善事業の進展の中で、行政機関の中には行政としての主体性の欠如から民間運動団体の要望をそのまま施策として取り上げるものがあり、また、一部に同和問題解決のための施策が行政と同和関係者のみによって行われるかのごとき印象を与える例があった。さらに環境改善のための事業量の拡大が他の施策との拡充整備を抑制したり、周辺地域の状況に比べて不均衡を生じさせる等、そこに摩擦を生じる事例もあった。これが同和問題に対する国民の理解不足と相まって周辺地域住民を中心として、同和地区及び地区住民に対する「ねたみ意識」が各地で表面化してきたのである。】

【地域改善対策の現状と問題点

また従来行政による啓発活動の進め方に画一的で新鮮味に欠ける面が見られたことは、国民に同和問題に対するまたかという意識を生じさせるとともに、多分に民間運動団体の行き過ぎたいわゆる確認・糾弾をはじめとする行動形態に起因すると考えられるこわい問題であるとの意識の発生、あるいは差別の解消に向かった民間運動団体の活動相互間において生ずる不協和音をもたらす混乱等の種々の心理面における問題点も生じている。】

これに続いて意見具申は、効果的な啓発を推進するための前提条件が欠けていることが、同和問題の解決が国民的課題として定着しない原因となっていると指摘しています。欠けている前提条件は主に2点、

「同和問題についての自由な意見交換が困難なこと」「えせ同和行為の横行」です。「啓発推進のための条件整備」に書かれた実際の文章を引用します。

【効果的な啓発推進のためには、その内容、手法等の検討、改善が必要なことはいうまでもないが、特に本問題が国民的課題として定着し得ない原因を探ってみると、むしろ啓発推進の前提ともいうべき条件が欠けていると考えられ、これを早急に整備する必要がある。】

【まず第一には、同和問題についての自由な意見交換ができる環境づくりを行うことである。

これまで、同和問題に対する疑問や不信感を持ちながらも、意見が意見として受け止められにくい状況及び本問題を避けて通ろうとする向きがあったことから、同和問題に対する批判のみならず自由な発言や積極的な提案が公にされることなく、潜在化する傾向が指摘できる。

このように自由な意見交換が困難なままでは、啓発効果は発揮できないのである。

このため、行政としても反省すべき点は多い。特に、従来の同和行政の進め方自体に、あえて自由な発言なり批判を求めようとしないう姿勢が見受けられたことについては、早急に改めねばならない。このような姿勢が、従来ややもすると地域改善対策事業の実施が行政と同和関係者のみによって決定され、運用されているかのごとき印象を与えていたのであり、それを避けるために関係施策の内容や予算額を広く公開するなどして国民及び地域社会の理解を得ることに努めねばならない。また、行政としての主体性の欠如から、民間の団体がその固有の立場から行う要求は要求としてそれを未整理のまま取り上げ、結果として周辺地域との一体性を欠くような事態を発生させることも、国民に同和行政に対する不信感を与える以外の何物でもなく、厳に戒めねばならない。さらに全ての人の人権が保障される必要があることは当然として、同和問題に関する自由な意見の表明の確保のためにも、人権上の配慮に立って行政が重要な役割を果たすことが肝要である。いずれにしても、本問題に関し行政が確固たる主体性を確保して事に当たるべき事は焦眉の急といわざるを得ない。

一方、意見の潜在化傾向については民間運動団体による行き過ぎたいわゆる確認、糾弾がその原因となっていることは否定できない。このため、ぜひともその是正、自粛を求めるものであり、自由な意見が確保されて初めて同和問題が国民にとって開かれたものとなり、真に国民的課題となり得ることに思いをいたすべきである。また、いくつかの民間運動団体が相互に対立しあう中で、差別の概念や差別の実態の認識に種々の異なった立場が出てくることは、国民に混乱をもたらすものである。同和問題の解決のために何よりも必要となる国民の理解と協力を得るためにも、大局的見地からお互いに調整しあう努力をすることを期待するものである。】

【第二には、いわゆるエセ同和団体の横行を排除することである。

地域的な差異があるものの、同和を名乗る団体の中には、その活動が同和問題の解決を阻害しているとしかいいようのないものがあり、それらが利権を得るため行政等に不当な圧力をかけるなど目に余る事態が最近発生している。同和問題解決のため長年にわたって地道に続けられてきた努力とその成果がこれらによって踏みにじられ、同和問題が国民からますます遊離したのとなってしまう事は、今後の円滑、効果的な啓発活動を進める上でもなんとしても避けねばならない。】

意見具申はこの他に重要な2点を示しています。一つは、

【同和問題が国民的課題であるという趣旨は、国民の一人ひとりが本問題に主体的に取り組むことによってはじめてその最終的な解決が可能となるということであり、その意味においては、最終的な啓発の主体は国民であるといえる】

もう一つは、

【本問題の最終的な解決は、憲法に定める基本的人権尊重の理念を実現することであり、これは、必ず達成できる課題である。このためにはすべての国民の理解と協力が絶対に不可欠である。】

<同和問題への批判は弾圧して黙らせる>

この回は糾弾について取り上げます。

意見具申は糾弾によって「こわい問題である」という意識の発生が生じると、糾弾の問題点を指摘していますが、小森委員長が糾弾で相手に恐怖感を与え、こわい問題にして攻撃していることを明かしています。その文章を紹介します。

書かれている文章は「部落解放ひろしま 101 号」（令和元年 1 月 1 日号）で、小森委員長が、議長「要請文」問題で、木山議長の謝罪に至るまでに様々行った糾弾闘争の一部を紹介し、この間の木山議長をこう表現しているのです。

「木山議長はいよいよ恐怖のどん底にけり落とされることになった」。

糾弾が相手を恐怖に落とし入れることを知っている。「こわい問題」になるよう糾弾をしていたのです。”事件”から 33 年が経過して、遂に小森委員長が自ら暴露しました。

木山議長が「要請文」で同和行政予算の削減・見直しや高同教・広同教の公費助成と組織見直しを求めましたが、これを解放同盟は差別事件にして、糾弾闘争を行います。

公費に関わる問題であり、県民の理解と協力を得るため議会で討議すべき問題でしたが、「組織的、計画的であることにおいて史上空前の悪質な差別事件」という差別事件にして、大量のビラ配布や糾弾会で追及を行いました。その様子はこれまでお伝えした通りです。木山議長を恐怖に陥れるには十分過ぎるでしょう。

解放同盟や同和問題に対する不満・批判を言うと糾弾され、言えなくなった事例です。これは言論の弾圧です。現代の我が国において、解放同盟や同和問題についての不満・批判は言うことができない。言うとは「差別」とされ糾弾を受ける。言論弾圧という由々しき事態が現出したのです。

解放同盟や同和問題に対する不満・批判は差別事件として糾弾し、批判や不満を抑え、言えなくする。実はこれが狙いだと筆者は考えています。

三原養護学校に対して行われた糾弾会の例も見ていきましょう。

ここでは、圧倒的多数で、何度も、糾弾が行われました。700 名、8 時間の糾弾会をはじめ解放同盟が納得するまで 5 回にわたり毎回多数で行われています。圧倒的多数、それだけで威圧です。そういう状況で長時間、糾弾が行われています。

このような経緯・状況の中で、「木山要請文は差別」と認めさせています。意見具申が指摘する「行き過ぎた行動形態」の典型例です。

「利権を得るため行政等に不当な圧力をかける」ことを部会報告は「えせ同和行為」としています。それに従えば、福山の総合選抜類型別入試の見直しや大学奨学金の貸与を給付にするよう執拗に求めている行為は、えせ同和行為そのものです。

圧倒的多数で威圧するこわい状況をつくった中で、これらの要求・追及を行っています。

このように糾弾は国民に恐怖や不信感を与えるばかりで、決して理解と協力を得ることはできません。これでは国民的課題として解決できるようはありません。

しかし、解放同盟は糾弾について、「糾弾闘争を断固として闘い抜く」（第 38 回定期大会 昭和 62 年 7 月 19 日）とその後にも糾弾闘争方針を堅持します。

同和地区及び同和地区住民の社会的低位状態を解消し、憲法に保障されている基本的人権を同和地区住民についても確保するため、地域改善対策事業が実施されてきました。

地域改善対策にこれまでの 15 年間で 2 兆円の国費とこれを上回る地方公共団体の公費が充てられてきました。広島県は昭和 59 年度、55 億 2462 万円を同和対策関係予算に充てています。（市町村の予算は含まれていません） 県民あるいは国民の税金を莫大費やし、部落差別解決に務めている中で、同対審では予期しなかった問題、糾弾が、同和问题に対する自由な発言を抑圧し、のみならず批判を封じるといふ、憲法によって保障されている「言論の自由」を脅かす。しかも発言者は「差別者」とされ、厳しい糾弾を受けるなど、人権が侵害される理不尽で深刻な状況がつけられるのです。

中国共産党創建 100 年の記念日を迎えた 7 月 1 日、習近平国家主席は一党独裁体制を堅持していく姿勢を示しました。中国は、党や政府への批判や不満を弾圧で封じ込め、敵対的とみなした国へは制裁関税や露骨な中傷で脅し屈服を迫っています。ファシズムです。

香港や新疆ウイグル自治区での弾圧を非難する国際社会に対し、習氏は演説で「我々をいじめ、抑圧し、奴隷にしようとする外部勢力を中国人は絶対に許さない。そうしようと妄想する者は 14 億人の血と肉でできた鋼鉄の長城に頭をぶつけ血を流すだろう」と語りました。このような強硬外交を正当化する主張は国際社会には受け入れられません。

「同和问题に対する不満・批判は許さない。差別事件として糾弾し、批判や不満を抑え、言えなくする」。自由、人権など普遍的価値観を尊重しない糾弾は受け入れることはできません。中国共産党の弾圧と重なって見えるのは果たして筆者だけでしょうか。